

# 所得税および市・県民税申告フローチャート

下記に該当する場合、下表にかかわらず、所得税の確定申告が必要です。

- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合
- ・各種控除(社会保険料、生命保険料、医療費、扶養など)を追加・変更する場合

収入種類	申告内容	申告種類
・収入なし ・非課税収入のみ (遺族年金、障害年金など)	・税法上、誰の扶養にもなっていない	市・県民税の申告
	・桑名市在住でない親族の税法上の扶養である	
公的年金収入	・桑名市在住の親族の税法上の扶養である	申告不要
	・公的年金収入が400万円以下で、ほかの所得がなく、年金の源泉徴収票の内容に変更がない	申告不要
	・公的年金収入が400万円を超える	所得税の確定申告
給与収入	・公的年金収入以外の所得が20万円を超える	市・県民税の申告
	・公的年金収入以外の所得が20万円以下である	
	・年末調整された給与の源泉徴収票の内容に変更がない(給与の支払いを1カ所のみから受けている場合に限る)	申告不要
公的年金・給与以外の所得 (農業、不動産、配当など)	・給与収入が2,000万円を超える	所得税の確定申告
	・給与収入以外の所得が20万円を超える	
	・2カ所以上からの支払いを受けており、年末調整されなかった給与収入とその他の所得金額の合計が20万円を超える	市・県民税の申告
・給与収入以外の所得が20万円以下である		
公的年金・給与以外の所得 (農業、不動産、配当など)	・所得金額より所得控除が少ない場合(所得税が課税される)	所得税の確定申告
	・所得金額より所得控除が多い場合(所得税が課税されない)	市・県民税の申告

複数の項目に該当する場合、手続きの優先順位は、①所得税の確定申告②市・県民税の申告③申告不要です。また、所得税の確定申告をした場合は、市・県民税の申告は不要です。

## ☑ 申告に必要なもの

- 筆記用具
- 申告書(事前送付されている人)
- 個人番号を確認できる書類および本人確認書類  
マイナンバーカードまたは通知カードと免許証など
- 収入(所得)を証明する書類
  - 令和4年中に支払いを受けた給与・公的年金・配当などの源泉徴収票、支払通知書、支払い証明書など
  - 収入内訳書(営業・農業・不動産収入のある人)
- 控除を証明する書類
  - 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
  - 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける人)
  - 収入内訳書(営業・農業・不動産収入のある人) など
- 申告者名義の金融機関・口座情報が分かるもの  
(所得税の還付を受けようとする人)

## ご注意ください

- ・まちづくり拠点施設では、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書を交付できません。
- ・申告をしないと国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなかったり、各種証明書などの発行ができなかったりする場合があります。忘れずに申告してください。



# 令和4年分 税の申告が始まります

## 所得税の確定申告について

**とき** 2/16(木)～3/15(水)  
9:00～17:00 ※土曜・日曜・祝日を除く

**場所** 桑名税務署 1階および2階会議室

### 入場整理券について

会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いされることがあります。

### 入場整理券の取得方法

- ・当日、会場で配布
- ・LINEアプリによる事前発行



国税庁HP

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、作成済みの確定申告書の提出(確認不要)を行う場合は、「入場整理券」は必要ありません。

## 税務署に行かなくても、確定申告ができます!

令和4年分の確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用して自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

### ○スマホを利用した申告が便利になっています

- ・給与と所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払情報などを自動で入力できます
- ・青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成できます

### ○申告の作成方法を動画で紹介しています

右記QRコードからご覧いただくか、「確定申告 動画」で検索してください。



国税庁HP

## 市・県民税の申告について

**とき** 2/16(木)～3/15(水)  
9:00～17:00 ※土曜・日曜・祝日を除く

**場所** 桑名市役所 5階中会議室

## 共通のお知らせ

### 来場者へのお願い

- ・マスクの着用と会場入口での手指消毒にご協力ください。
- ・風邪症状や37.5℃以上の発熱のある人は来場をお控えください。
- ・駐車スペースが限られているため、公共交通機関をご利用ください。
- ・青色申告決算書、収支内訳書および医療費控除の明細書の提出が必要な人は、事前に作成の上、ご来場ください。

### 作成済みの申告書の提出

作成済みの申告書を郵送で提出する場合、下記へ提出をお願いします。

- 確定申告書を郵送で提出する場合  
桑名税務署(〒511-8510 江場7-6)
- 市・県民税申告書を郵送で提出する場合  
税務課(〒511-8601 中央町2-37)

**問** 所得税の確定申告については、桑名税務署(☎ 22-5121)  
市・県民税の申告については、税務課(☎ 24-1149・1150 FAX 24-1253)